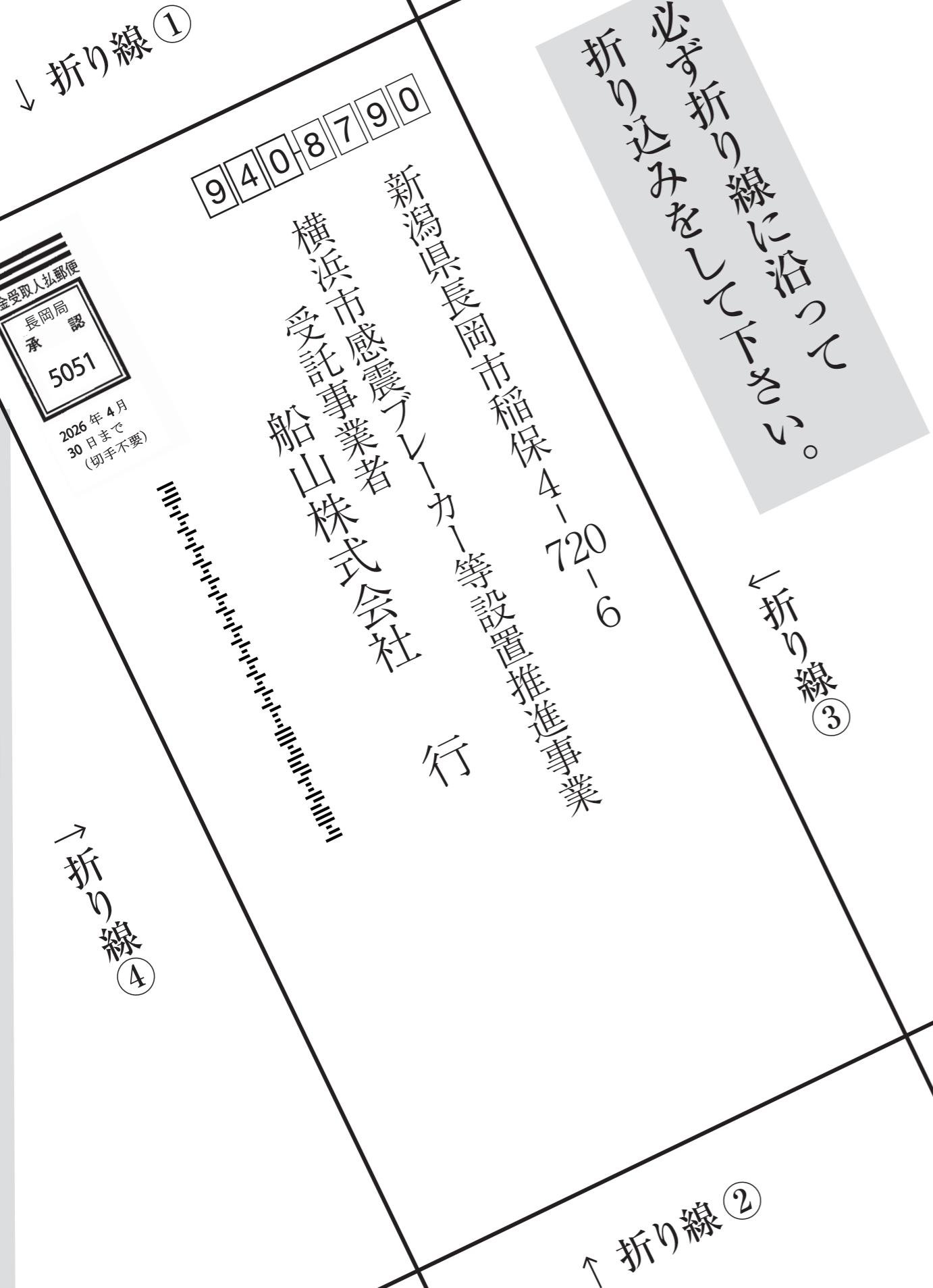




最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。



地震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅に「地震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認!

Step 2

地震ブレーカー
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに!

なぜ感震ブレーカーが必要?

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700** 棟

*横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。

Point

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

南区対策地域には追加補助があります

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3~4ページにてご確認ください。

*横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア~カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

*「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、イ~オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件(先着順)

対象地域



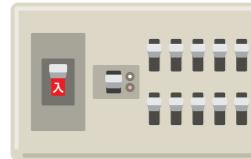
重点対策地域・対策地域とは?

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

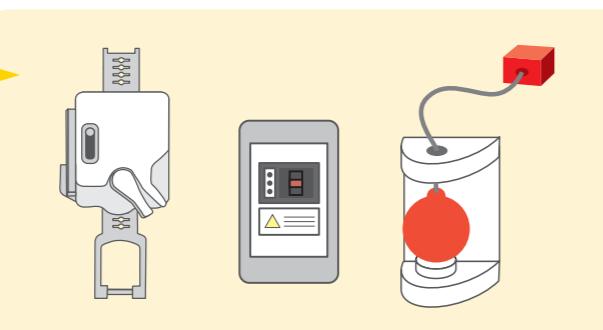
重点対策地域	対策地域
大岡一丁目	井土ヶ谷上町 永田山王台
大岡二丁目	浦舟町1丁目 永田東一丁目
大岡三丁目	永楽町1丁目 永田東二丁目
庚台	榎町1丁目 永田南一丁目
唐沢	榎町2丁目 永田南二丁目
山谷	大岡四丁目 東蒔田町
清水ヶ丘	大岡五丁目 別所二丁目
中村町1丁目	共進町1丁目 別所三丁目
中村町2丁目	共進町2丁目 別所四丁目
中村町3丁目	共進町3丁目 別所五丁目
西中町4丁目	白妙町1丁目 別所中里台
八幡町	白妙町2丁目 堀ノ内町1丁目
伏見町	高根町1丁目 堀ノ内町2丁目
平楽	通町4丁目 蒲田町
南太田一丁目	中里一丁目 真金町1丁目
三春台	中里二丁目 真金町2丁目
若宮町1丁目	中里三丁目 宮元町3丁目
若宮町2丁目	中里四丁目 六ツ川一丁目
若宮町3丁目	永田北一丁目 六ツ川二丁目
若宮町4丁目	永田北二丁目 瞞町1丁目
	永田北三丁目 瞞町2丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか?

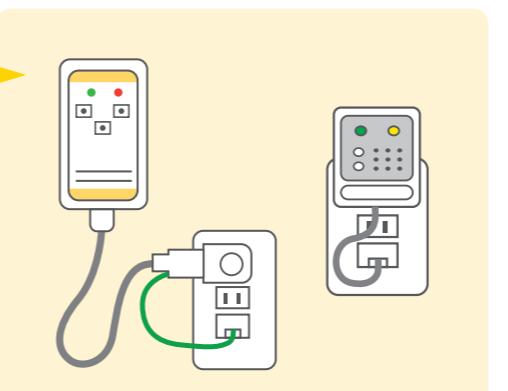


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震
ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか?

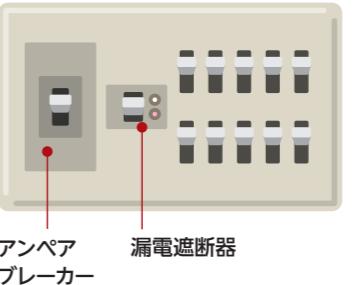


Check
Point!

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な
感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

分電盤



アンペア
ブレーカー

漏電遮断器

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?

- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?

- 漏電遮断器が付いているかどうか?

- コンセントにアース端子があるかどうか?

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください!

コールセンター: 0120-993-918
メール: Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145×横 66×奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58×横 34×奥行き 28	縦 111×横 30×奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL: 03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL: 0598-20-8858
重点対策地域	無償	無償	無償	無償
対策地域	申請者負担額 700 円(送料・税込)	申請者負担額 1,100 円(送料・税込)	申請者負担額 700 円(送料・税込)	申請者負担額 2,300 円(送料・税込)
上記以外の地域	申請者負担額 1,800 円(送料・税込)	申請者負担額 2,700 円(送料・税込)	申請者負担額 1,700 円(送料・税込)	申請者負担額 3,900 円(送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。 おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感じた直後		揺れを感じた直後	揺れを感じてから3分後
注意点	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない (ふたを開けたままであれば取付けできる)。	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可	・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・100V のコンセントに差込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み



申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

● 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函

● FAX：0258-25-2782 へ送信

● E-mail：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配達・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配達の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配達をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配達後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時の対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対応できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 貸貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稻保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次とおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市 南区	
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)			
<input type="checkbox"/> 器具配達 <input type="checkbox"/> 器具 + 器具取付 <small>(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)</small>			
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)			
<small>※重点対策地域の方は無償です。</small> <input type="checkbox"/> ヤモリ <input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット <input type="checkbox"/> スイッチ断ボール			
取付希望日 (取付支援を 選択の方)		投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯 午前 9時～12時 午後 12時～18時

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配達後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。